

公共汚水柵設置業務委託(単価契約)実施要領

1. 工期

契約締結の日から、「令和6年3月30日」「指示限度額(25,000,000円)に達した指示の指示施工満了の日」「最も遅い指示施工満了の日」のいずれかの早い日までとする。

2. 入札及び契約方法

- 1) 別紙「入札用工種別単価積算表」の各工種別単価の合計金額を競争入札する。
- 2) 添付の「(参考) 契約用単価算定表」を用いて、「入札用工種別単価積算表」の各工種別単価の合計金額(=落札価格)と各工種の構成比率の積により各工種の単価(1円未満切捨て)を決定する。

3. 契約書等

公共汚水柵設置業務委託(単価契約)請負契約書にて行う。

4. 業務の着手

- 1) 受注者は、請負契約締結後速やかに特記仕様書に定めた提出書類を提出すること。
- 2) 公共汚水柵の設置期限を排水設備業者と調整を図り、期限内に設置完了するように工程表を作成し、監督職員の確認を得ること。

5. 実施方法

- 1) 業務の指示は公共汚水柵設置指示書(様式1)により行う。
- 2) 受注者は関係法令を遵守し、法令に基づく所要の手続きを行うこと。
- 3) 実施にあたっては別紙「実施手順書」を遵守すること。

6. 業務の完成

- 1) 受注者は、ひとつの指示業務が完成するごとに公共汚水柵設置完了報告書(様式2)を遅滞なく監督職員に提出すること。
- 2) 受注者は、指示業務のすべてが完成したとき、速やかに実績報告書(兼請求明細書)(様式3)を監督職員に提出すること。

7. 確認および検査

- 1) 監督職員は、実績報告書(兼請求明細書)(様式3)が提出されたとき速やかに現場確認を行う。
- 2) 検査は、監督職員が指名した職員が行う。

8. 発注規模

- 1) 限度額

指示金額の合計が、指示限度額(25,000,000円)に達した場合は、その後の指示は行わないものとする。

2) 請求

支払い請求は実績報告書（兼請求明細書）（様式3）に基づき行うものとする。

9. 未契約単価

- 1) 未契約単価は、発注者により青森県県土整備部積算基準等により決定した単価（経費込み）又は受注者が積算した単価に請負比率を乗じた金額（1円未満は切り捨て）とし、協議を行うものとする。